

えりも町会計年度任用職員募集のお知らせ

(清掃センター管理業務等職員：フルタイム)

えりも町では、令和8年4月採用のフルタイムでの清掃センター管理業務等職員を次のとおり募集します。

希望される方は、期日までに関係書類を提出してください。

- 1 採用人数 1名
- 2 勤務時間 8時30分から17時15分
- 3 勤務場所 えりも町清掃センター及びえりも町クリーンセンター
- 4 勤務内容 清掃センター管理 廃棄物処理業務等
- 5 勤務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 6 応募資格
 - ①高等学校卒業以上の方（令和7年度卒業見込みを含む）
 - ②令和8年4月1日から町内に居住又は通勤可能な方
 - ③普通自動車運転免許を取得されている方（任用日までに取得見込みの方を含む）

7 勤務条件等

任用根拠	フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで （うち令和8年4月30日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。） 1 任期の更新は、任期満了時の業務量、従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績を考慮した上で行います。
再度の任用	選考等を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えても、無期の任用への転換申込みはできません。）
就業の場所	えりも町清掃センター及びえりも町クリーンセンター
従事すべき業務の内容	清掃センター管理 廃棄物処理業務
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業及び就業時間（8時30分から17時15分） 2 休憩時間（60分） 3 時間外勤務の有無（有） 4 休日勤務（有）
勤務しない日	・週休日 毎週 土・日 曜日（振替：有） ・休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日、年末年始の休日（12月31日から翌年1月5日まで） ・その他（休日の代休日） 《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

休 暇	1 年次有給休暇 (1) 繰り越し分 ア 継続して採用される場合 残日数 イ 新規に採用される場合 0日 (2) (1)に加え、6 か月経過時に 10 日以上（年次有給休暇付与の条件を満たす場合）。また、継続して採用される場合は、継続勤務年数加算日があります。 ※ 特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。 2 その他の休暇 (1) 有給（公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、忌引、結婚、妊産婦の休息・補食、夏季休暇、妊産婦の健康診査及び保健指導、妊娠中の通勤緩和、産前、産後、出生サポート、配偶者出産、育児参加） (2) 無給（保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄ドナー） 3 時間外勤務代休時間（ 有 ） 《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
育児休業等	1 育児休業（ 可 ） 2 育児短時間勤務（ 不可 ） 3 部分休業（ 可 ） ※ 令和9年4月1日以降も引き続き勤務する場合は、部分休業をすることができます。ただし、継続して採用される場合は、この限りではありません。 《詳細》 「えりも町職員の育児休業等に関する条例及び規則」
給 与	1 給料の額 高卒 月給（195,800 円） 大卒 月給（219,400 円） ※ 上記は目安です。学歴や経験年数によって変わります。 （えりも町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例及び規則により決定します。） 2 諸手当の額又は計算方法 (1) 期末手当及び勤勉手当の額 ア 期末手当（計算方法：基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額に期別支給割合及び在職期間割合を乗じて得た額。） イ 勤勉手当（計算方法：基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額に支給率及び規則で定める率を乗じて得た額。） (2) 通勤手当 移動手段によるためお問い合わせください。 3 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当（報酬）の割増率 (1) 時間外勤務 月 60 時間以内 125%（午後 10 時から翌日の午前 5 時までは 150%） 月 60 時間超 150%（午後 10 時から翌日の午前 5 時までは 175%） (2) 休日勤務 135%（午後 10 時から翌日の午前 5 時までは 160%） (3) 夜間勤務 125% 《詳細》 （えりも町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例及び規則）

	4 給与支払日 (1) 給料 当月分を毎月 21 日（計算期間：月の 1 日から末日まで） (2) 通勤手当 毎月 21 日（勤務実績により返納あり） (3) 期末手当 6 月 5 日、12 月 5 日（それぞれ 6 月 1 日、12 月 1 日に在職しており、任用期間が 6 か月以上、かつ、1 週間当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分以上の者に支給） (4) (2)、(3)以外の手当 翌月 21 日（月末締め）、その他（時間外勤務手当 原則として翌月の 15 日までに支給） （ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日に最も近い日で土曜日、日曜日又は休日でない日） 5 給料（報酬）の支払方法 指定口座への振込み 6 給料（報酬）支払時の控除 希望により、住宅使用料（町の管理するものに限る。）、水道使用料、団体生命保険料、親ぼく組織の会費、団体及び個人加入の預貯金、職員共済組合貸付金の控除有 7 再度任用時の経験年数換算（ 有 ）
退職手当	再度の任用等により引き続き勤務することとなる場合は、退職手当の受給資格を得る場合があります。 《詳細》 「北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例」
退職に関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 自己都合退職の手続（退職する 30 日以上前に届け出てください。） 3 免職の事由及び手続 (1) 分限免職（地方公務員法第 28 条第 1 項） 次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の分限についての手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合 イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ウ 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 (2) 懲戒免職（同法第 29 条第 1 項） 次の場合の一に該当するときは、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ア 法律又は条令、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 4 定年制（ 無 ） 5 その他の離職事由 (1) 死亡した場合 (2) 地方公務員法第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当する場合

服 務	すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。 また、任用時には服務の宣誓を行い、任期中は以下の義務を負います。 (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） (2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） (3) 秘密を守る義務（同法第 34 条） (4) 職務に専念する義務（同法第 35 条） (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条） (6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条） (7) 営利企業への従事等の制限（同法第 38 条）
そ の 他	1 社会保険に関する事項 （ 厚生年金 ・ 地方公務員共済組合 ） 2 雇用保険に関する事項 （ 有（再度の任用等により引き続き勤務する場合は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得る場合があります。）） 3 災害補償に関する事項 「労働者災害補償保険法」により補償されます。（再度の任用等により引き続き勤務する場合は、地方公務員災害補償基金により補償される場合があります。） 4 安全及び衛生に関する事項 健康診断及びストレスチェック（年 1 回） 5 休職に関する事項 次の場合の一に該当するときは、「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります（地方公務員法第 28 条第 2 項）。 (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 (2) 刑事事件に関し起訴された場合 6 その他 公務のため旅行した際の費用については、「えりも町職員の旅費に関する条例」の定めるところにより、旅費を支給します。